

運用機関の選考基準について

1. 金融商品取引法における登録金融機関または投資一任契約に係る業務を行う投資運用業者であること
2. 過去 5 年間、重大な不祥事等を起こしていないこと
3. 法人経営が安定していること
 - ① 過去 3 年の業績が良好に推移していること
 - ② 国内外の年金受託資産額が 1,000 億円以上であること（令和 7 年 12 月末現在）
 - ③ 高い信用力を有すること
4. 経営理念・経営方針
5. 資産運用に関する体制が整備されていること
6. コンプライアンス体制が整備されていること
7. 当機構の募集する運用戦略に合致していること
8. 当該運用戦略に関する過去のパフォーマンス実績と特性
9. 当該運用戦略内での他の運用機関との定量・定性面での優位性等
10. 当該運用戦略内での他の運用機関との運用報酬面での優位性
11. 単独運用（直投）で運用できること
12. 原則として、責任投資原則（P R I）に署名していること

以上